

5分で読める

ちょっと役に立つ

平成25年度税制改正大綱

『相続税編』

基礎控除、税率、小規模宅地の評価減

自民党・公明党の平成25年度税制大綱の相続税に関する改正内容を現行と比較してみました。

平成25年 3月

相続税の見直し



相続税の基礎控除の見直し内容を教えてください。



改正前は

現 行 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

改正後 3,000万円+600万円×法定相続人の数

になります。

施行されるのは平成27年1月1日以降からです。



例えば、ご主人と奥さん、子供2人の場合に現行と改正後では基礎控除額はどのくらい減りますか？



もし、ご主人が亡くなった場合、法定相続人は奥さんと子供2人の3人ですから

現 行 5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円

改正後 3,000万円+600万円×3人=4,800万円

になります。

基礎控除額は40%減り、相続税は増税になります。

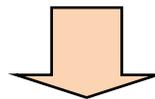


相続税の税率の見直し内容を教えてください。



- ・ 課税価格 2 億円超対する税率が上がります。
 - ・ 最高税率が55%になります。
- 施行されるのは平成27年1月1日以降からです。

現 行		
課税遺産額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円



改正後		
課税遺産額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円



居住用小規模宅地の評価減の特例の見直し内容を教えてください。

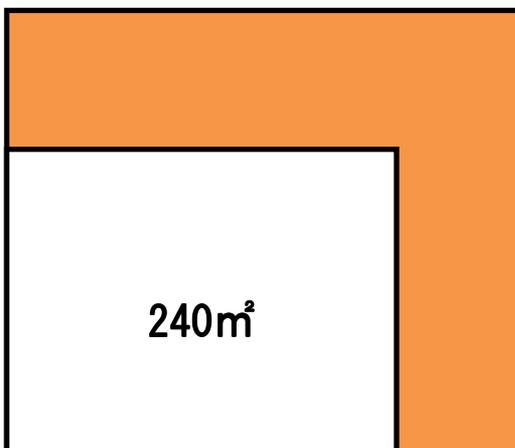


居住用小規模宅地の評価減とは、例えば、ご主人が亡くなって、奥さんがご主人名義の土地と建物を相続して、継続して住み続ける場合に、土地の相続税評価額を軽減することです。

現在は240㎡まで相続税評価額の80%に軽減されます。

それが改正後300㎡になります。

現 行



全体が330㎡の土地

相続税評価額が1㎡あたり500,000円で、奥さんが相続した土地が330㎡の場合

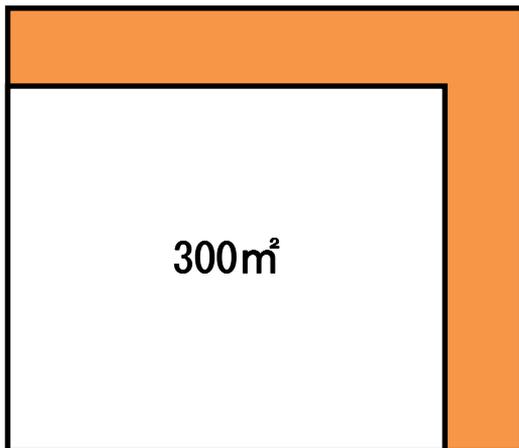
●240㎡までの評価額

相続評価額
= 500,000円 × 20% × 240㎡
= 2,400万円

●残り90㎡の評価額

相続評価額
= 500,000円 × (330㎡ - 240㎡) = 4,500万円
合計：6,900万円になります。

改正後



全体が330m²の土地

相続税評価額が1 m²あたり500,000円で、
奥さんが相続した土地が330m²の場合

●300m²までの評価額

相続評価額
= 500,000円 × 20% × 300m²
= 3,000万円

●残り30m²の評価額

相続評価額
= 500,000円 × (330m² - 300m²) = 1,500万円
合計：4,500万円になります。

現行と改正後の相続税を比較してみよう



事例をもちいて現行と改正後の相続税を比較してみてください。



以下の事例で比較してみましょう。

被相続人	ご主人	
相続人	奥さんと子供2人	
相続財産	土地	相続した土地の面積: 330m ² 相続税評価額 1m ² あたり50万円
	建物	建物の評価額 1,800万円
	預貯金	2,000万円
	生命保険	3,000万円

現行で相続税額を計算すると

課税価格を計算する		
相続財産	土地	4頁参照の土地の 相続税評価額: 6,900万円
	建物	1,800万円
	預貯金	2,000万円
	生命保険	3,000万円 - (500万円 × 法定相続人3人) = 1,500万円
総相続財産額	1億2200万円…①	
葬式費用	葬儀とお墓関連の費用: 500万円…②	
課税価格	1億1700万円…① - ②	
課税遺産額を計算する		
基礎控除	5,000万円 × 1,000万円 × 3人(法定相続人数) = 8,000万円	
課税遺産額	1億1700万円(課税価格) - 8,000万円(基礎控除) = 3,700万円	
相続税の税額を計算する		
奥さんの相続税額	$3,700万円 \times 1/2 = 1,850万円 \times 15\% - 50万円$ = 227.5万円	
子供の相続税額	$3,700万円 \times 1/2 \times 1/2 = 925万円 \times 10\%$ = 92.5万円	
子供の相続税額	$3,700万円 \times 1/2 \times 1/2 = 925万円 \times 10\%$ = 92.5万円	
相続税の総額	412.5万円	

改正後で相続税額を計算する

課税価格を計算する		
相続財産	土地	5頁参照の土地の 相続税評価額: 4,500万円
	建物	1,800万円
	預貯金	2,000万円
	生命保険	3,000万円 - (500万円 × 法定相続人3人) = 1,500万円
総相続 財産額	9,800万円…①	
葬式費用	葬儀とお墓関連の費用: 500万円…②	
課税価格	9,300万円…① - ②	
課税遺産額を計算する		
基礎控除	3,000万円 × 600万円 × 3人(法定相続人数) = 4,800万円	
課税 遺産額	9,300万円(課税価格) - 4,800万円(基礎控除) = 4,500万円	
相続税の税額を計算する		
奥さんの 相続税額	$4,500万円 \times 1/2 = 2,250万円 \times 15\% - 50万円$ = 287.5万円	
子供の 相続税額	$4,500万円 \times 1/2 \times 1/2 = 1,125万円 \times 15\% - 50万円$ = 118.75万円	
子供の 相続税額	$4,500万円 \times 1/2 \times 1/2 = 1,125万円 \times 15\% - 50万円$ = 118.75万円	
相続税の 総額	525万円	

居住用小規模宅地の評価減の減税があっても、基礎控除額の減少で相続税は増税になります。

